## 阪神水道企業団プロポーザル方式実施要綱

制定 平成23年7月21日 改正 平成24年6月22日 平成26年7月11日

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する業務委託及び物品調達等(以下「業務委託等」という。)のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達し得ないもので、高度な技術力、専門性及び経験を必要とし、標準的業務の実施方法及び積算方法が確立されていない業務等について、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な受託候補者をプロポーザル方式により特定するための基本的な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、業務委託等の受託候補者 を特定する場合において、一定の条件を満たす事業者を公募又は選定し、業 務委託等に関する提案書(以下「提案書」という。)の提出を受け、当該提案 書の審査及び評価を行い、当該業務委託等の履行に最も適した受託候補者を 特定する方式をいう。

(実施方法)

- 第3条 プロポーザル方式の実施方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 公募型 前条に規定するプロポーザル方式のうち、公募により募集し、参加資格要件等に適合する者から提案を受ける方式
  - (2) 指名型 同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案 者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式 (対象業務)
- 第4条 プロポーザル方式の対象となる業務委託等(以下「対象業務等」とい う。) は、次に掲げる業務等とする。
  - (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務等
  - (2) 企業団において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務等の実施手続が定められていないもの
  - (3) その他プロポーザル方式で執行することが適当であると認められる業務等 (プロポーザル方式採用の決定)
- 第5条 対象業務等を所管する課所長(以下「所管課所長」という。)は、プロポーザル方式を採用しようとする場合、対象業務等の実施と併せて、第3条に定める実施方法について、企業長の決裁を受けなければならない。 (評価委員会)

第6条 対象業務等について、プロポーザル方式の採用を決定したときは、企業団に評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の所掌事項は、プロポーザル方式の実施要領(参加表明書に関する 説明書及び提案書に関する説明書並びに評価基準を含む。以下「実施要領」 という。)についての審議並びに別途定める評価基準に基づく提案書の審査及 び評価と受託候補者の特定とする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員会の委員長及び委員は、別表に掲げる者をもってこれに充てる。
- 5 委員会の委員は、委員長が任命するものとする。
- 6 委員長は、評価委員会を総括する。
- 7 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、これを開催する。
- 8 委員会は非公開とするが、審議概要は記録し、必要に応じて公開する。
- 9 委員会に係る事務は、総務部総務課において行うものとする。 (実施要領)
- 第7条 プロポーザル方式を実施するに当たり、所管課所長は対象業務等ごと に実施要領を作成するものとする。
- 2 実施要領は、委員会の審議を経て確定するものとする。 (手続開始の公表)
- 第8条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、公募型によるプロポーザル方式を実施する場合は、前条により確定した実施要領を基に、公告により公表するものとする。

(参加申込)

第9条 前条の公表後、公募型によるプロポーザル方式への参加を希望する事業者は、指定された申込期限までに、実施要領に定める参加表明書により申込みをするものとする。

(説明会)

- 第10条 所管課所長は、プロポーザル方式を実施するに当たり、事業者に提案 書の提出に必要な内容等を周知するための説明会を開催するものとする。 (提案書)
- 第11条 説明会に参加した事業者は、指定された期限までに提案書を提出しなければならない。

(受託候補者の特定)

- 第12条 委員会は、前条により提出された提案書について、評価基準に基づき 審査及び評価したうえで、対象業務等に最も適した提案を行ったと認められ る事業者を、受託候補者として特定するものとする。
- 2 委員会は、事業者の対象業務等に対する理解、意欲及び提案内容等をより 公正に評価するためヒアリングを実施することができる。
- 3 総務課長は、委員会の決定に基づき、受託候補者として特定された事業者 及び特定されなかった事業者に対して、プロポーザル方式の審議結果を通知

するものとする。

- 4 総務課長は、委員会が特定した受託候補者との契約を、特命随意契約により締結するものとする。
- 5 総務課長は、契約締結後選定結果についてホームページ上に公表するものとする。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年6月22日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の阪神水道企業団プロポーザル方式実施要綱第6条 第4項及び第5項の規定は、この要綱の施行日以後に設置される委員会の委 員長及び委員に適用する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

## 別表

概 算 金 額		委 員 長	委員
業務委託	2,000 万円を超えるもの	副企業長	部長級
物品調達	500 万円を超えるもの		課長級
業務委託	2,000 万円以下のもの	総務部長	部長級
物品調達	500 万円以下のもの		課長級 係長級
業務委託	250 万円以下のもの	総務課長	課長級
物品調達	100 万円以下のもの		係長級